

社会福祉法人飯能市社会福祉協議会

指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人飯能市社会福祉協議会が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスに努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 指定居宅介護支援事業所 けあ・しゃきょう
- (2) 所在地 飯能市大字双柳 3 7 1 番地 1 3 (飯能市総合福祉センター内)

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 主任 1名

主任は、業務の統括を行うものとする。

- (3) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、居宅介護支援業務を行い、要介護者等の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

- (4) 事務職員 1名以上

必要な業務を行う。

(営業時間及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から翌年1月3日までと国民の休日は除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

- (3) 連絡体制 電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(居宅介護支援提供方法、内容及び利用料等)

第6条 居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 相談の場所 居宅又は第3条に規定する事業所内等

- (2) 課題分析表の種類 MDS-HC

- (3) サービス担当者会議開催場所 第3条に規定する事業所内（必要に応じて居宅等）

- (4) 居宅訪問の頻度 少なくとも月1回以上

- (5) モニタリングの結果記録 少なくとも月1回以上

2 第7条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- (1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満 200円
 - (2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上 300円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨を文書に署名（記名押印）を受けることとする。
(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、飯能市、入間市、日高市の区域とする。

(その他の運営についての留意点)

(虐待の防止)

第8条 事業所は、虐待の発生又は再発を防止するために、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待の防止のために職員に研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に事業所職員又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを飯能市に通報するものとする。
(その他運営に関する重要事項)

第9条 事業所は、職員の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用1ヶ月以内
 - (2) 繼続研修 年1回以上
- 2 職員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人飯能市社会福祉協議会会長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年9月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。